

市町村によるひきこもり支援の事例（愛知県豊明市）

- 市役所内に相談窓口を設置（市社会福祉協議会に委託）。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先（社会福祉協議会）が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

豊明市のひきこもり支援体制図

人口：68,691人（平成30年10月1日時点）

○相談件数
（平成30年4月～12月）
電話：153件
来所：85件
その他（メール、手紙）：26件

情報発信：市広報、ホームページ、フェイスブック、講演会、ニュースレター

市役所

社会福祉課

産業支援課

子育て支援課

家庭相談員との連携

学校支援室

卒業後の支援体制構築

健康長寿課

対象者の発見

情報提供

会議・研修等

県ひきこもり地域支援センター

保健所

情報共有

若者サポートステーション

出張相談
情報共有

医療機関

就労体験

企業
（市内8企業）

豊明市社会福祉協議会

ひきこもり相談窓口「はばたき」

障がい者基幹相談支援センター

自立生活相談センター（生活困窮）

心理カウンセラー
社会福祉士

居場所支援

（豊明市社会福祉協議会が運営）
…相談を通じて参加者が集まる

○「フリースペース・スワロー」
（豊明市総合福祉会館 視聴覚室）
・毎週水曜10:00～15:00
・ゲーム、読書等自由に過ごせる
・就労に向けて学び直しをしたい人向けに学習支援を随時行っている

○「家族のつどい」
（豊明市総合福祉会館 視聴覚室）
・毎月第一水曜日
13:30～15:00
・家族同士が交流できる場

サポーター活動

- ・市主催のサポーター養成研修を実施。
- ・民生委員、福祉職、教員、行政関係者、ひきこもり支援に関心のある地域住民や当事者家族などが参加。
- ・サポーター派遣の利用申請があれば、マッチングを重視した選定を行い派遣する

【研修会の様子】



市町村によるひきこもり支援の事例（岡山県総社市）

体制
取組

- ひきこもり事例の個別相談に対応する中で、ひきこもり支援は社会全体の課題であると位置付け、組織的な支援体制を検討するために、「ひきこもり支援等検討委員会」を設置。検討委員会で、実態調査・分析・検討の上、平成29年4月にひきこもり支援センター「ワンタッチ」を設置。その後も検討委員会は継続し、センター運営・計画・推進・予算執行・規定制定等について審議。
- ひきこもり支援センターは、市社会福祉協議会が受託して実施。市社会福祉協議会では、ひきこもり支援センターのほか、生活困窮者支援センター、障がい者基幹相談支援センターなど横断的な総合相談支援体制を構築。
- ひきこもり支援センターでは、専属職員2名（精神保健福祉士・社会福祉士）が、電話、来所、訪問等で相談対応し、関係機関、地域と協働して支援を展開。
- サポーター研修・サポーター定例ミーティングを実施し、活動を共有。当事者・専門職・サポーターによる居場所設置を企画し、空き屋を活用した居場所を設置。
- 当事者家族を対象に家族会「ほっとタッチの会」を設立。居場所を利用し月1回活動。
- 検討委員会において、支援者養成WG・事例検討WG・社会参加WGをそれぞれ開催。

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用までのプロセス

H27. 8～H28. 9

H28. 10～H29. 3

H29. 4～

ひきこもり支援等検討委員会による検討（センター設置に向けて準備）

H29.4

ひきこもり支援等検討委員会
（運用・計画審議等）

検討会開始

H28.1 民生委員・福祉委員向け
研修会

市内17全地区でひきこもり支援地区懇
談会を実施し支援対象者の実態把握

実態把握から得られたデータ分析

ひきこもり支援
センター設置

センター事業運用

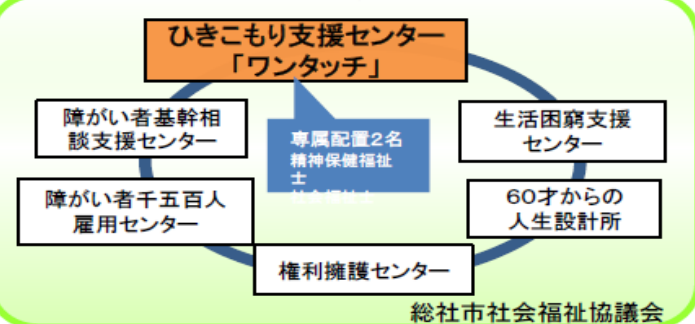
人口：69,052人（平成31年4月末時点）

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収
【把握人数】207人

○相談件数（平成30年4月～平成31年3月）

- ・電話：766件
- ・訪問：518件
- ・来所：855件
- ・その他（メール、手紙）：190件

横断的な総合相談支援体制



ひきこもり支援センターの運営、計画、推進等にかかることを一体的に検討

- ・個別支援事例について協議検討
- ・サポーター養成講座等の企画
- ・就労体験、ボランティア体験、中間就労、生活支援サービスなど多様な社会参加の形態創出を検討
- ・市内社会福祉法人連携の検討 など

ひきこもり支援等検討委員会（2ヶ月に1回開催）



- ひきこもりサポーター養成講座 全5回講座/年
- 当事者・家族・民生委員・福祉委員・ボランティア・大学生など
- サポーターフォローアップ研修 フリースペース見学や専門家による研修
- サポーター定例ミーティング
- 活動を共有、あらたな発見等につなげる

- 居場所開設 相談支援で関わる事例からイメージした「居場所」を当事者・専門職・サポーターを交え企画実施
- 空き屋を活用し「居場所」設置

- 家族会「ほっとタッチの会」設立 当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図る。「居場所」を活用し、毎月1回活動している。

- 地域との協働支援事例
- ・民生委員から、家族（3人）が、ひきこもり状態で近所づきあいがなく庭木が伸びて近所が困っている、挨拶しても返事がないとセンターに相談
- ・地域包括支援センター、民生委員と繰り返し訪問し、地域住民との関係ができ、庭木の剪定ができた。

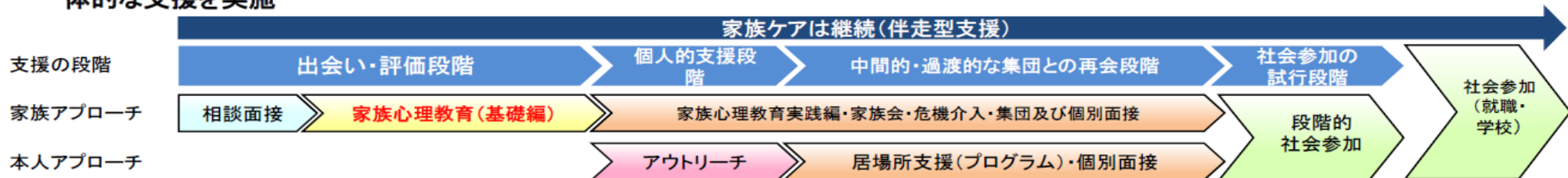


作成：厚生労働省

市町村によるひきこもり支援の事例（山口県宇部市）

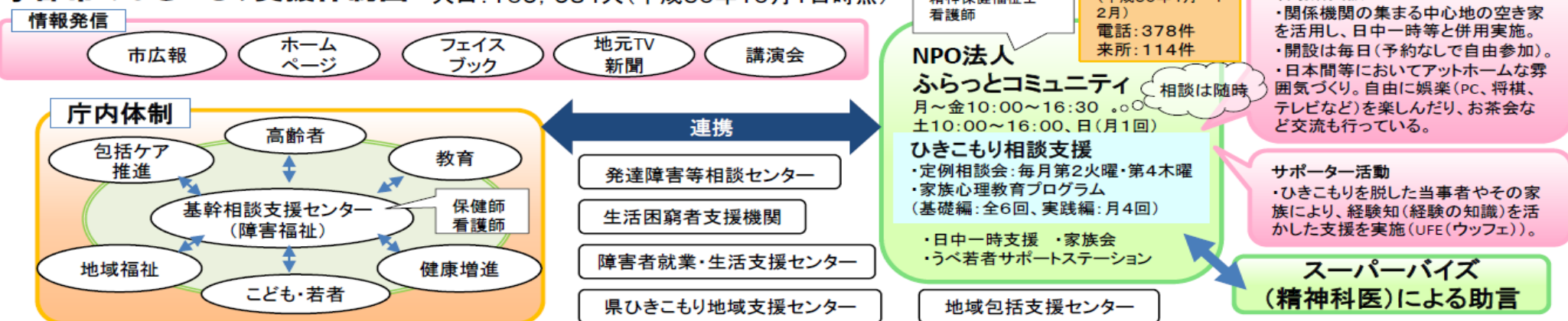
- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議（月1回）を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施（精神保健福祉士、看護師が相談に対応）。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受けるなか、ひきこもりに関する相談も受け付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守るなか、自由に来て過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職（精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師）がサポーターに登録し、派遣（アウトリーチ支援含）されている。元当事者やその家族もサポーターとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会というように、家族のニーズに合わせたグループでの相談会（家族心理教育実践編）を開催している。

一体的な支援を実施



宇部市のひきこもり支援体制図

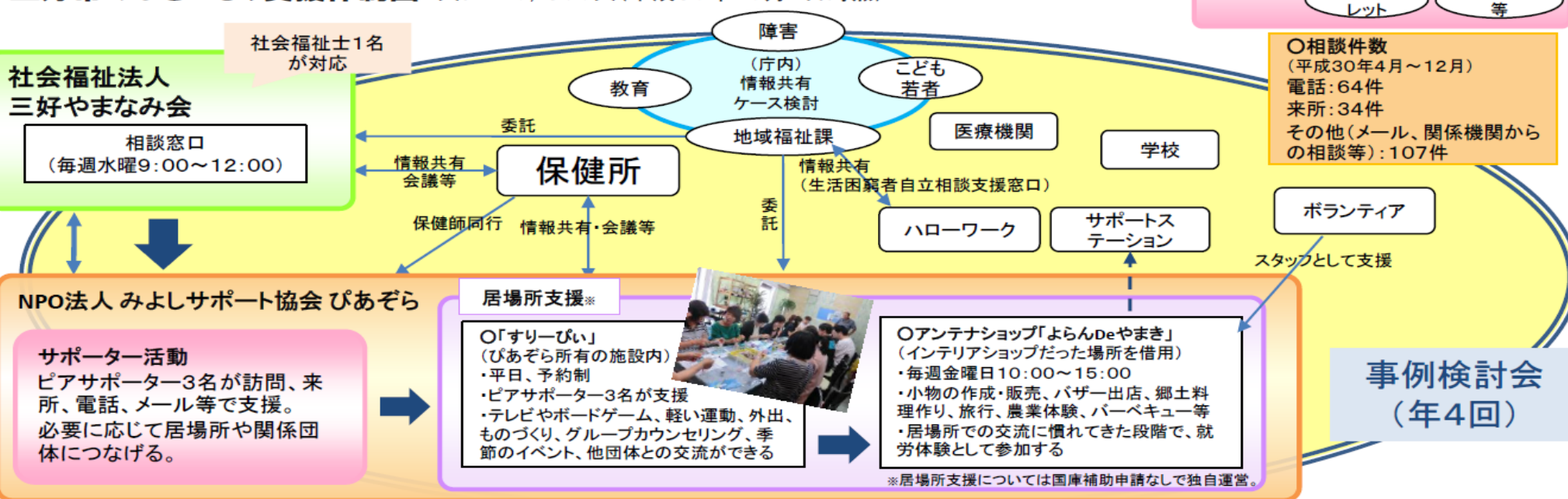
人口：165,584人（平成30年10月1日時点）



市町村によるひきこもり支援の事例（徳島県三好市）

- 相談窓口については社会福祉法人三好やまなみ会、サポーター派遣についてはNPO法人みよしサポート協会ぴあぞらにそれぞれ委託。週1回の打ち合わせ会や月1回の運営会議により密に連携をとっている。保健所で相談を受けたケースがつながることも多い。
- 庁内では個別のケースごとに各課で随時情報共有を行っている。
- 行政各機関、委託先、関係機関（医療機関、学校、サポートステーション等）で事例検討会（年4回）を実施。
- 情報発信については、各団体にて作成したパンフレット等を市民へ配布。民生委員や医療機関、学校等の関係機関へ周知し、対象者の早期発見を促している。
- サポーター派遣では、県実施の養成研修を受講したピアサポーター3名（専門職ではないがNPO団体での支援経験あり）が活動。訪問には保健師が同行することもあるが、基本的にはピアサポーターの活動が中心となっている。
- ぴあぞらでは居場所支援も実施。予約制となっており、同じく3名のピアサポーターが運営。「すりーびい」での活動に慣れてくると、就労体験としてアンテナショップ（週1回）に参加するなど社会参加の機会を増やしている。

三好市のひきこもり支援体制図 人口：26,396人（平成30年10月1日時点）



短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（2016年10月～）**501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。**
- ②（2017年4月～）、**500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。**（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）
- ③ **法律に基づき（※）、（2019年9月末までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。**
※ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月10日法律第62号）附則（抜粋）（検討等）

第2条第2項 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

これまで

週30時間以上

①2016年10月～

- (1)週労働時間20時間以上
- (2)月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
- (3)勤務期間1年以上見込み
- (4)学生は適用除外
- (5)**従業員 501人以上の企業等**
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

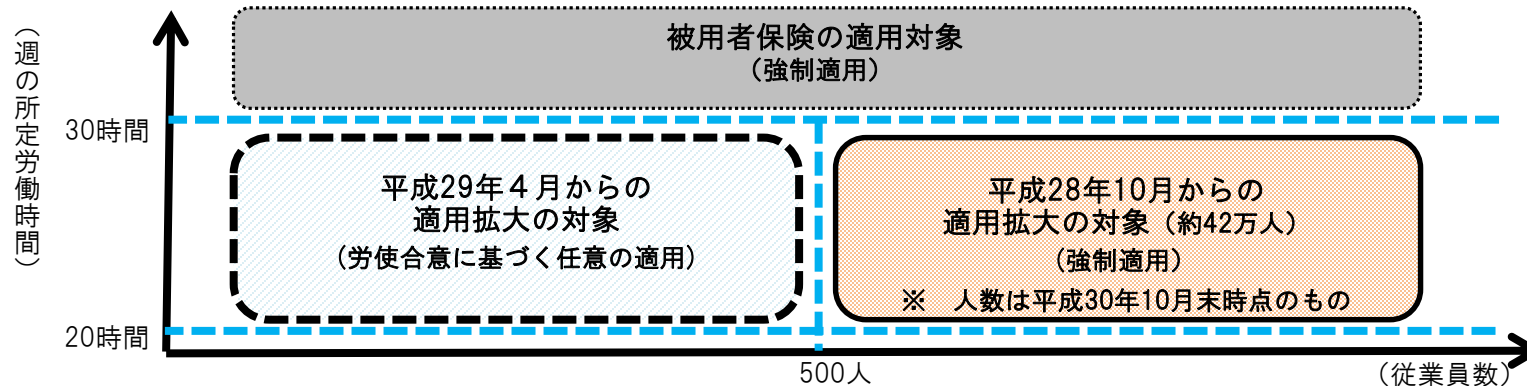
②2017年4月～

- 左記(1)～(4)の条件の下、**500人以下の企業等**について、
- ・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
 - ・国・地方公共団体は、**適用**

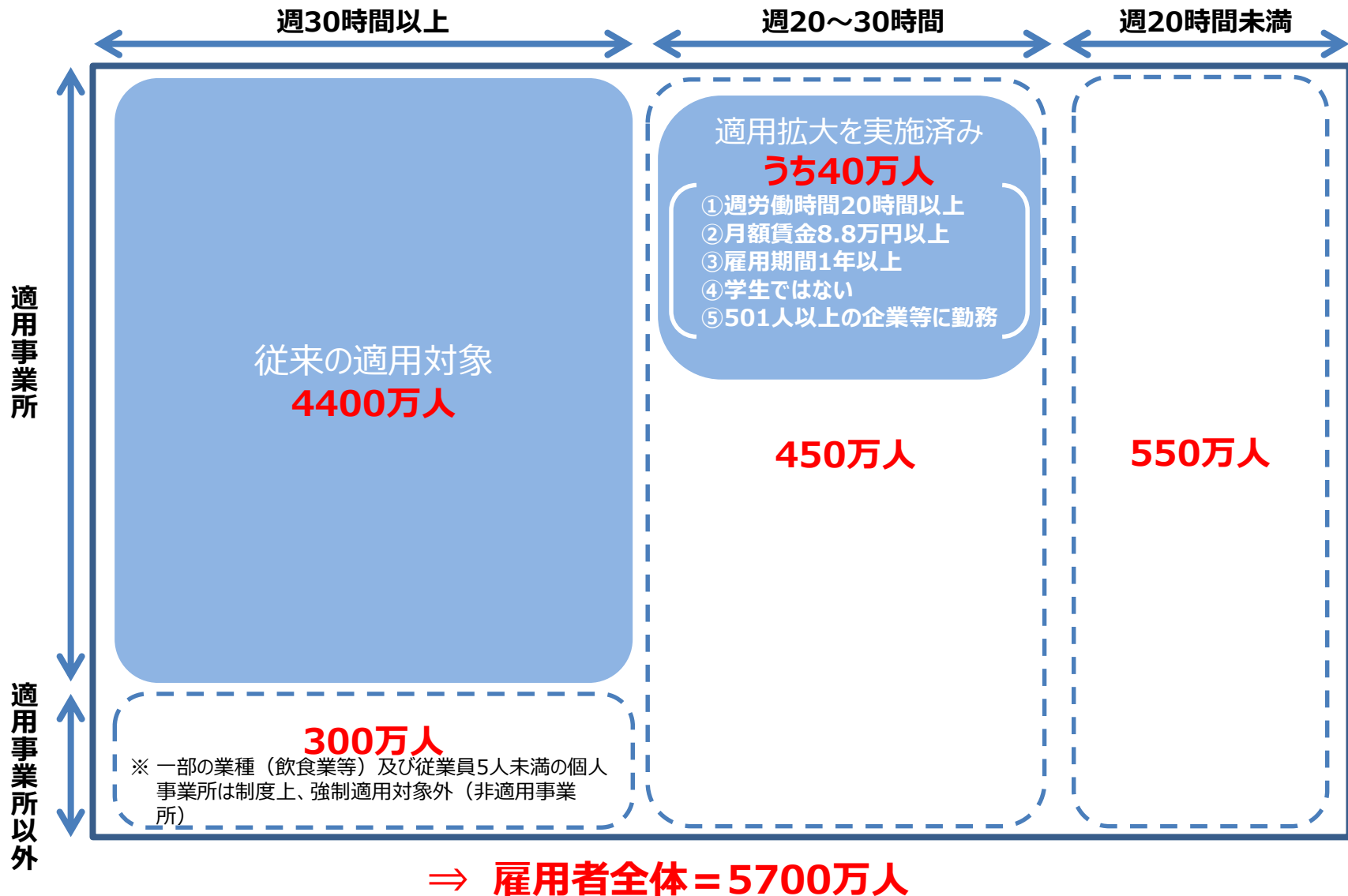
③2019年9月末まで

更なる適用拡大について検討

＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞



被用者保険の適用状況の見取り図



(注) 「労働力調査2018年4~8月平均」の特別集計を用いて推計したもの。なお、厚生年金の被保険者年齢の上限である70歳以上の雇用者は除いている。